

2019年(平成30年)1月9日

復縁屋株式会社 御中

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5  
TEL 048-844-8972 / FAX 048-829-7444  
理事長 池本 誠司

### 申入書兼お問合せ

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当会では、一般消費者と事業者との間で締結される消費者契約につき、消費者の権利擁護の観点から、広告表示、勧誘方法及び契約条項等についての調査・検討を行っております。その一環として、貴社の復縁サポートに関する業務委任契約書において、消費者契約法9条1号及び同法10条に違反する不当条項に該当すると思料される点につき、下記の通り申入れ及びお問合せをいたします。

つきましては、本書面到達後2週間以内に、申入書兼お問合せに対する回答を書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただきますことを念のため申し添えます。

#### 記

##### 第1 申入れの趣旨

- 1 貴社の復縁サポート業務に関する業務委任契約書について、下記の契約条項の使用停止もしくは適切な条項に修正することを求めます。

#### 記

##### 第十五条

- ③本契約が解除又は継続不能その他の理由により途中で終了したとき

は、書面での通知を行い、以下の取り決めに従い、甲乙間で必要に応じて清算を行う。

I) 甲は、乙がそれまで行った業務に対する契約手数料、面談、カウンセリング、調査及び諸経費の全額（以下、業務費用）、および、契約金額から業務費用を引いた残金の50%を解約手数料として支払うものとする。

## 第2 申入れの理由

### 1 消費者契約法9条1号違反について

貴社の復縁サポート業務に関する業務委任契約書、第十五条③I)（以下、「本条項1」といいます。）の条項によれば、貴社が業務に着手する以前に、消費者が貴社との復縁サポート業務の業務委任契約（以下、「本契約」といいます。）を解除した場合でも、消費者は、貴社に対して、契約金額の50%に相当する解約手数料を支払う義務を負うものとされています。

貴社が行う復縁サポート業務は、貴社のHPの記載によれば、「復縁を念頭入れ浮気や不倫の調査、及び工作を行います。」という内容であります。後述するお問い合わせ事項において質問するとおり、「復縁屋工作」や「別れさせ屋工作」が、復縁相手や関係者との交渉に伴い損害賠償等の法的紛議が生ずることが想定されるものであるとすれば、業務の適法性について明らかにして頂くことが先決であります。

この点を留保したうえで、本契約は委任契約または準委任契約と考えられるところ、委任契約または準委任契約が解除された場合に、貴社のような事業者が発生する損害は、業務の進行状況により定まるものであり、業務に着手する以前の段階で、契約金額の50%もの損害が発生するとは通常考えられません。

そうすると、本条項1は、解除に伴い事業者が生ずべき平均的損害を超えた損害賠償額の予定ないし違約金を定めたものといえます。

したがって、本条項1のうち、解除に伴い事業者が生ずべき平均的損害を超える部分は消費者契約法9条1号により無効と考えられます。

### 2 消費者契約法10条違反について

(1) 本条項1によれば、貴社が業務に着手する以前の段階で、貴社の責めに帰することができない事由で本契約が終了となった場合でも、貴社は消費者に対して50%の契約代金を請求できることとなります。

しかし、民法では、貴社のような受任者の責めに帰することができない事由によって準委任契約が終了した場合、受任者は既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができるにすぎません（民法656条・民法6